

# 高浜原発 差し止め

## 3、4号機「安全対策に疑問」

### 大津地裁仮処分さきよう運転停止

1、2月に再稼働した関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）をめぐり、大津地裁の山本善彦裁判長は9日、福井に隣接する滋賀県の住民29人の訴えを認め、2基の運転を差し止める仮処分決定を出した。福島原発事故の原因が解明されていない中で、地震・津波への対策や避難計画に疑問が残る、住民らの人格権が侵害されるおそれが高いと指摘。安全性に関する関電の説明は十分と判断した。

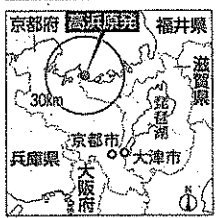
#### ■大津地裁決定理由(骨子)

- ・福島原発事故の徹底した原因究明がないまま、新規制基準を定めた規制委員の姿勢に不安を覚える
- ・使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震強度は、新規制基準を満たすだけでは足りない
- ・原発周辺の活断層の調査が徹底されておらず、関電の設定した基準地震動で妥当とは言えない
- ・津波対策も不十分。古文書にある大規模な津波が若狭湾で発生していないとまで言い切れない
- ・国主導での具体的な避難計画の策定が必要。関電も避難計画を含む安全確保策に意を払うべきだ

稼働中の原発を直ちに止める司法判断は初めて。関電は運転停止の作業に入る一方、決定の取り消しを求める保全異議や効力を一時



運転差し止めの仮処分決定を喜び、旗手する住民代表の辻則さん(左)、三浦美津子さん(右)が笑顔で手を振る。大津地裁。高浜町で撮影。



2面||新規基準に疑問待  
3面||関電の誤算  
14面||社説  
37面||仮処分決定の要旨  
38・39面||福島の原発止めた

的に止める執行停止を地裁に申し立てる方針。それらが認められなければ、差し止めの法的効力は続く。決定は、安全性の立証責任は資料を持つ電力会社側にもあるとし、十分に説明できない場合はその判断に不合理な点があると推察されるという立場をとった。そして東京電力福島第一原発事故の重大性を踏まえ、原発がいかに効率的でも、事故が起これば環境破壊の範囲は国境を越える可能性すらあると指摘。安全基準は、対策の見落としで事故が起きても致命的にならないものをめざすべきだとした。そのうえで、前提

となる福島事故の原因究明は「今なお道半ば」と言及。その状況で新規制基準を定めた国の原子力規制委員会の姿勢に「非常に不安を覚える」とし、新規制基準や審査について「公共の安全の基礎となると考えることをためらわざるを得ない」と述べた。さらに、新規制基準でも使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震性は原子炉ほどに比べて低いレベルとされ、関電もプールの破壊で冷却水が漏れた場合の備え

今回の決定は、東京電力福島第一原発事故の教訓を十分得ないまま再稼働が進む現状に、待ったをかけるものだ。昨年4月の福井地裁に続き、司法が再び高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた意味は極めて重く、原発の安全性を確保する土台として、原発事故を踏まえて作られた新規制基準や審査について、決定は「直ちに公共の安全の基礎となると考えること」をためらわざるを得ない」と指摘。「新規制基準は緩やかに過ぎ、合理性を欠く」とした福井地裁の決定ほど、具体的な内容に踏み込まなかったものの、異なる裁判長が、その妥当性や規制行政のあり方に疑問を呈した。

大津地裁の仮処分決定を受け、関西電力は営業運転中の高浜3号機の停止作業を10日午前10時ごろから始める。3号機の原子炉に核分裂反応を抑える制御棒を差し込み、約10時間後に完全に止まる予定だ。高浜3号機は1月28日に再稼働し、2月26日から営業運転。その日には4号機も再稼働したが、3日後の20日に発電・送電作業中のトラブルで原子炉が緊急停止した。3月9日に原因と対策を原子力規制委員会に出したが、この日の仮処分決定で動かせなくなった。関電は高浜の2基が運転できなくても、代わり火力発電所を動かすことで「当面の電力の安定供給は確保できる」としている。八木誠社長は高浜3、4号機が営業運転に入れば、5月1日から料金を値下げすると表明していたが、先送りする方向だ。

手法を取り入れたが、教訓は十分反映されていない」と指摘する。福島では事故から5年たつ今も10万人近くが避難を続け、再稼働への国民の不安は根強い。電力会社や国は繰り返された司法の警告を真摯に受け止めるべきだ。(編集委員・服部尚)

と非難。電力会社が避難計画の基本的な描れの大き(基準地震動)も、関電が前提とした活断層の長さ(基準地震動)を、十分な余裕があるとは認められないと判断。関電の地震・津波対策に疑問を示した。また、高浜原発の近隣自治体が定めた事故時の避難

必要」と指摘。「この避難計画も視野に入れた幅広い規制基準が望まれ、それを策定すべき関係上の義務が国には発生している」と述べ、新規制基準のもとで再稼働を進めている政府に異例の注文をつけた。(高橋周)

3/10 朝日

# 隣県原発の原発 止めた

## 大津地裁決定 住民「願いが現実に」

再稼働したばかりの関西電力高浜原発の原子炉から、再び「火」が消える。滋賀県の住民らが大津地裁で高浜原発3、4号機の運転差し止めを勝ち取った。運転中の原発を直ちに止める史上初の司法判断。東京電力福島第一原発事故から5年を目前に、全国で国に原発ゼロ政策にかじを取るべきだと訴えた。

午後3時38分、大津地裁正門前で歓喜が上がった。「やった」「止めたぞ」。雨の中、抱き合い、涙を流す数十人の住民らの前で弁護団のメンバーが掲げた紙には、「いのちとびわ湖を守る運転差し止め決定」と書かれていた。

「長年の苦勞が実を結んだ。皆さんの人の願いが現実になりました」。高浜原発から30キロ圏外で暮らす住民らと喜びを分かち合ったあと、元裁判官で弁護団長の井戸謙一（弁護士61）は取材にこう語った。

井戸弁護士は金沢地裁の裁判長だった2006年3月、北陸電力志賀原発2号機（石川県志賀町）について「想定を超えた地震動で事故が起こり、住民が被曝する具体的な可能性がある」として、運転差し止めを命じる判決を言い渡した。

だが、二審判決で覆り、10年に確定。退官直前の11年3月には福島で原発事故が発生した。「原発を止め

られなければ、また同じことが起こる」。退官後は原発に反対する各地の住民らに寄り添い、脱原発の活動にも力を入れた。ところが、昨年4月に九州電力川内原発1、2号機の運転差し止めを求めた仮処分申請を立てる鹿児島地裁が却下。高浜原発3、4号機の再稼働を差し止めた福島の再稼働をめぐり、昨年4月も昨年12月に同地裁の別の裁判長が取り消した。

原発再稼働を司法が認める流れができてきた中、再びストップをかけた今回の決定。井戸弁護士は記者会見で「画期的。全国の裁判所に与える影響は大きい」と評価したうえで、「原発立地県ではない滋賀県で原発を止めた。福島事故の経験があったからこそその決定だ」と語った。

住民代表として会見に出席した辻義則さん（69）は滋賀県長浜市で「政府はエネルギー政策を見直し、原発ゼロ政策にかじを切るべきだ」とする声明を読み上げた。「裁判所は勇気を持って、住民の願いに応えてくれた」と喜んだ。

脱原発弁護団全国連絡会の共同代表・河合弘之弁護士（第二東京弁護士会）は訪問先の福井県内で大津地裁決定を知った。「原発事故が風化していくことへの強烈な警告。再稼働の流れを大きく変える」

「卒原発」を提唱した嘉田由紀子、前滋賀県知事は取材に対し「近畿の水がめ琵琶湖を抱え、命、暮らし、環境を守りたいという県民の思いが届いた」と語った。知事時代に滋賀県を「被害地元」とし、再稼働の際には立地自治体並みの同意権限が必要だと訴えた。「滋賀は蚊帳の外に置かれ続けた。画期的な決定だ」と語す。

## 「翻弄されている」高浜町長

「（原発が）何度も止まったり動いたりする状況が繰り返すのは遺憾」。福井県の西川一誠知事は9日、記者会見を開き、不満を表明した。その上で「政府や関係機関が原発の必要性、重要性、安全対応について十分に説明し、司法も含めて国全体が原子力問題にしっかりと取り組んで国民の理解を深めることが必要」と述べた。

高浜原発がある同県高浜町の野瀬町長も報道陣の取材に対し、「地裁ごとの判断がばらつき、立地自治体としては翻弄されている」とも、もてあそばれているような状況にある。国の方針に協力する自治体や地域住民は何をよりどころにやっていけばいいのかと険しい表情で答えた。今後の対応については「町行政の道筋をどうたてていくか、今日の段階で申し上げられない」と戸惑いを見せた。

高浜町商工会の田中康隆会長（69）は「再稼働で町経済への期待感が高まり、設備投資などでようやく将来設計しようかという矢先で、失望感は大きい」と声を落とした。

ただ、大津地裁が指摘した避難計画の不完全さに対する不安は、地元でも根強くある。高浜原発は湾に面した内浦半島の根もとにある。半島の奥には約150人が住む高浜町音海地区がある。昨年に政府が了承した広域避難計画では、過酷事故時には半径6キロ圏の住民が優先的に原則マイカーで避難

を始めるが、幹線国道や舞鶴若狭道へ抜ける道は県道1本しかない。沿岸部は津波が来れば通れず、山間部は土砂崩れの恐れもある。「原発は動かしてほしい、止めてほしい。半分半分だ」。音海地区の70代の無職男性はつぶやいた。「町全体が原発で潤っているのは間違いない」と原発で働く住民を気遣う一方、「福島事故以降は常に不安感がある。放射能が漏れている時に原発の真ん前の道を通れるはずがない。仮に通れても大津浦で逃げ切れないと思う」と話した。

「町全体が原発で潤っているのは間違いない」と原発で働く住民を気遣う一方、「福島事故以降は常に不安感がある。放射能が漏れている時に原発の真ん前の道を通れるはずがない。仮に通れても大津浦で逃げ切れないと思う」と話した。



運転差し止めの仮処分決定の知らせを受け、歓喜を上げて喜びを住民たち（9日午後3時43分、大津市、佐藤孝子撮影）

## 大津中2自殺で和解案

### 山本善彦裁判長



今回の決定は、山本善彦裁判長（61）＝写真、2011年司法大観から＝、小川紀代子裁判官、平瀬弘子裁判官の3人で出した。

山本裁判長は1988年任官。鹿児島地裁、大阪高裁、山口地裁などを経て、2014年4月、大津地裁に着任した。山口地裁勤務時の13年3月に、マ

ツダ防府工場（山口県防府市）の派遣労働者らの雇用形態の是非をめぐり「（マツダの制度は）労働者派遣法に違反する」として、元派遣社員16人中13人を正社員と認め、未払い賃金などの支払いを命じる判決を言い渡した。大津地裁ではいじめを受けて11年に自殺した中学2年の男子生徒の遺族が大津市などに損害賠償を求めた民事訴訟を担当。「市は男子生徒の自死を予見できたのに適切に対応しなかった」「市はいじめ防止のための取り組みを継続する」など、市の過失責任や今後の取り組みを盛り込んだ和解案を提示した。両者は15年3月、和解した。

高浜町商工会の田中康隆会長（69）は「再稼働で町経済への期待感が高まり、設備投資などでようやく将来設計しようかという矢先で、失望感は大きい」と声を落とした。

ただ、大津地裁が指摘した避難計画の不完全さに対する不安は、地元でも根強くある。高浜原発は湾に面した内浦半島の根もとにある。半島の奥には約150人が住む高浜町音海地区がある。昨年に政府が了承した広域避難計画では、過酷事故時には半径6キロ圏の住民が優先的に原則マイカーで避難

を始めるが、幹線国道や舞鶴若狭道へ抜ける道は県道1本しかない。沿岸部は津波が来れば通れず、山間部は土砂崩れの恐れもある。「原発は動かしてほしい、止めてほしい。半分半分だ」。音海地区の70代の無職男性はつぶやいた。「町全体が原発で潤っているのは間違いない」と原発で働く住民を気遣う一方、「福島事故以降は常に不安感がある。放射能が漏れている時に原発の真ん前の道を通れるはずがない。仮に通れても大津浦で逃げ切れないと思う」と話した。